



ルールを守って交通安全

問い合わせ 西区 総務課 安心安全係(☎025-264-7120)

5月は1年間で、「小学生の交通事故が最も多い月」。警察庁によると、特に小学1年生が歩行中の事故で死傷する人数は、入学直後の4月と比べて、新しい環境に慣れてくる5月に急増する傾向があります。



ことはは休校もあり、5月だけでなく6月も注意する必要があります。ドライバーも歩行者も今一度交通ルールを確認し、事故に合わないよう気を付けましょう。

絶対やめよう! 運転中の「ながらスマホ」

近年、運転中の「ながらスマホ」が急増しています。画面を見る一瞬の不注意が交通事故を招いています。スマートフォンなどの携帯電話やカーナビゲーションなどは、必ず安全な場所に停車してから使用しましょう。

○運転中の「ながらスマホ」で起こる事故例

- ・横断中の歩行者に衝突
- ・路側帯にはみ出し、走行する自転車に追突
- ・停止中の車に追突
- ・一時不停止で交差点に進入し、出会い頭に衝突
- ・カーブに気付かず、中央線をはみ出して対向車と衝突



○令和元年12月1日から厳罰化されました

携帯電話を保持して通話したり画像注視したりした場合(保持)

- ・新たに「6月以下の懲役」が設けられ、罰金は「10万円以下」に引上げ
- ・反則金が普通車ならこれまでの3倍に(6,000円→18,000円)
- ・違反点数がこれまでの3倍に(1点→3点)

携帯電話の使用等で事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合(交通の危険)

- ・「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」に引上げ
- ・非反則行為となり、刑事罰(懲役刑または罰金刑)の対象に
- ・違反点数が「6点」となり、免許停止処分の対象に

5月は自転車安全月間です

自転車は法律上、「車両」であり、車両としての交通ルールを守る必要があります。自転車に「乗る」のではなく、自転車を「運転する」という意識を持ちましょう。また、ルールを守り、安全運転を実践して交通事故を防止しましょう。

自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号順守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

歩道を通行できる場合

- ・道路標識で認められている場合
- ・運転者が13歳未満または70歳以上である場合、身体の不自由な人の場合
- ・車道や交通の状況で、安全上やむを得ない場合



自転車保険への加入を

全国的に自転車事故による高額賠償請求事例が発生しています。交通ルールを守ることはもちろんですが、もしもの事故に備え、自転車保険への加入をおすすめします。詳しくは自転車販売店などにお問い合わせください。

交通安全の取り組み強化

新潟県警では、「高齢者の交通事故防止」「歩行者および自転車の安全確保」「シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底」について取り組みを強化しています。交通ルールの順守を!

道路の横断は危険がいっぱい

自動車と歩行者が衝突した交通死亡事故は、警察庁によると約7割が歩行者の道路横断中の事故です。ドライバーも歩行者も横断歩道のルールを守りましょう。

○横断歩道は歩行者優先!

ドライバーのルール

- ・横断歩道に接近するときは、停止線の前で停止できるような速度で進行しましょう。
- ・歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、一時停止をして、道を譲りましょう。
- ・横断歩道とその手前30m以内の場所では、ほかの車を追い越し・追い抜きはしてはいけません。
- ・横断歩道の前後5m以内の場所に駐車・停車はしてはいけません。



この先、横断歩道があります



信号のない横断歩道の手前の道路に標示されている「ダイヤモンドマーク」。このマークは通常縦に2つ並び、1つ目は横断歩道手前50m、2つ目は30m手前に標示されています。横断歩行者がいる場合には、すぐに停まれるように注意してください。

歩行者のルール 渡り方編

- ・青信号になってもすぐに渡らず、止まって「右・左・右・前・後ろ」をよく見てから渡りましょう。
- ・青信号が点滅したら、次の青信号まで待って渡りましょう。急いで渡ると横断中に信号が変わったり、慌てて転んだりします。

歩行者のルール 待ち方編

- ・信号を待つときに車道の近くに立って待っていると、左折するトラックなどの大型車に巻き込まれる危険があります。車道から十分に離れて待ちましょう。



ルールを守れば命を守れる

昨年新潟県内では、交通事故で亡くなった歩行者36人のうち何らかの法令違反をした人は31人と86%を超え、全国でワースト2でした。

「横断歩道を渡る」「信号を守る」「安全確認をする」など、交通のルールを守って、交通事故に合わないようしましょう。



薄暗くなったら自分の存在を周囲に知らせよう

日没時刻1時間前から周囲の視界が徐々に悪くなり、例年交通死亡事故が多く発生しています。歩行者は自分の身を守るために以下の点を心掛けましょう。

- ・明るい目立つ色の衣服を着用する
- ・靴、衣服、かばん、つえなどに反射材・ライトをつける



高齢者向け安全運転指導事業

ドライブレコーダーで運転をチェックしませんか

問い合わせ 西区 総務課 安心安全係(☎025-264-7120)

ドライブレコーダーを貸し出し、その映像をもとに新潟文化自動車学校の指導員が診断し、市の交通指導員がアドバイスします。自身の運転を改めて見直し、交通事故を防ぎましょう。

貸出期間 5月25日(月)~29日(金)、6月1日(月)~5日(金)、6月8日(月)~12日(金)

対象 西区在住で運転免許証を持っている65歳以上の人 各回先着2人
申し込み あす18日(月)から電話で問い合わせ先

○本紙3面に新型コロナウイルス感染症予防情報や、関連した区主催事業の中止情報、公共施設の休館情報を掲載しています。

○今号掲載の情報は5月11日時点のものです。状況により催し等を中止する場合があります。

○催しの開催状況はそれぞれの問い合わせ先までご確認ください。

大雨による災害に備えましょう

問い合わせ 西区 総務課 安心安全係(☎025-264-7120)

近年、台風や土砂災害など大雨による災害が多発しています。日頃から気象情報に注意し、大雨に備えましょう。

新潟市総合ハザードマップを確認

市総合ハザードマップは、中学校区ごとに津波、浸水、洪水・土砂災害のハザードマップや災害の知識が1冊にまとまっています。家族や職場で、次のことを確認しましょう。

お持ちでない人は、西区役所総務課で入手するか、市ホームページ(右下の二次元コード)からご確認ください。

- 自宅や学校、職場周辺の危険箇所
- 安全な避難先・避難経路
- 家族の集合場所・連絡方法



市総合ハザードマップ

災害時には警戒レベルを確認

気象庁などが発表する防災気象情報や、市が発令する避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告などの避難情報を5段階の「警戒レベル」を用いて伝達します。警戒レベルを用いることで、とるべき避難行動が直感的に分かるようになります。

警戒レベル・避難情報	とるべき避難行動	防災気象情報の例
警戒レベル5 災害発生情報	既に 災害が発生。命を守るための最善の行動 をとりましょう。	大雨特別警報 氾濫発生情報など
警戒レベル4 避難指示(緊急) または避難勧告	全員避難 。避難所までの移動が危険な場合は近くのより安全な場所に避難してください。	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報など
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始情報	高齢者、乳幼児など 避難に時間がかかる人とその支援者は避難 。そのほかの人は避難の準備を整えましょう。	氾濫警戒情報 洪水警報など
警戒レベル2 洪水注意報、大雨注意報など	ハザードマップなどで 避難行動を確認 しましょう。	
警戒レベル1 早期注意情報	災害への心構えを高めましょう。	

避難行動要支援者制度の活用

市では、災害時の避難に支援が必要な人の情報を掲載した名簿を作成し、地域での助け合いに役立てています。下記の対象となった人に、個別に案内を送付しています。随時登録もできますので、希望する人はお問い合わせください。

対象 75歳以上のみの世帯の高齢者、要介護認定3以上、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、そのほか自ら避難することが困難で避難の支援を希望する人

登録方法 ①市から新規対象者に意思確認文書を郵送
②民生委員・児童委員が戸別訪問、制度の説明
③同意書を市に提出
(そのほか自ら避難することが困難で避難の支援を希望する人は西区健康福祉課地域福祉係窓口で登録できます)

問い合わせ 西区健康福祉課地域福祉係(☎025-264-7315)

防災情報の入手手段の確認

にいがた防災メール

市から避難情報や災害に関する緊急情報などをお知らせします。自宅や職場のある区に関するメールのみ受信することもできます。

新潟県防災ナビ

お近くの避難場所や、災害ごとのハザードマップを確認することができる新潟県公式アプリです。

新潟市危機管理防災局公式ツイッター

避難情報や新潟市の防災情報などを発信しています。右のIDで検索してください。



にいがた防災メール登録ページ



新潟県防災ナビ(県ホームページ)

@niigatacity_kib

まちの話題 TOWN TOPICS

身近な情報をお知らせください ☎264-7180 地域課 広報・広聴担当まで

交通ルールを楽しく学べたよ



4月に開校したばかりの新通つばさ小学校で新通小学校区子ども安全推進協議会が企画した新1年生交通安全教室が開催されました。

児童は交通安全指導員から交通ルールを教してもらったあと、警察官や地域のボランティアに見守られながら通学路を歩きました。横断歩道を渡るときは手を高く上げたり、歩道のない道路では右側を歩いたりするなど、教わったことを実践していました。

子どもが地域のお店を応援するチラシを発行

ことしの3月に卒業した坂井東小学校の6年生が、地域のお店を紹介するチラシを作成しました。

児童は昨年度の総合学習で「地域を盛り上げるために自分たちができること」を考え、職場体験などを通して地域について学習。チラシには、職場体験に協力してくれた11店舗の紹介や、地域の良さを伝えるために児童が考案したキャラクターが掲載されています。

チラシは3月中に児童の手で配布される予定でしたが、現在は掲載店舗や西区役所地域課で配布しているほか、坂井東小学校のブログでも公開しています。



HEALTH & WELFARE 健康と福祉

6月の成人健康相談

最近の健診結果と健康手帳のある方はお持ちください。

6月	時間	会場	栄養相談	問い合わせ・申し込み
4日(木)	午前9時30分～11時	西地域保健福祉センター 要申し込み	有	西地域保健福祉センター ☎025-264-7731
5日(金)	午前10時～11時30分	明田事務所	無	
11日(木)	午前9時30分～11時 午後1時30分～3時	坂井輪健康センター 要申し込み	有	西区健康福祉課 地域保健福祉担当 ☎025-264-7453
25日(木)	午前9時30分～11時	黒埼健康センター 要申し込み		黒埼地域保健福祉センター ☎025-264-7474

乳幼児に関する育児相談

「乳幼児に関する育児相談」の会場開催を中止していますが、電話での育児相談は随時受け付けています。

日時 毎週月曜～金曜午前8時30分～午後5時30分

園坂井輪地域保健福祉担当

(☎025-264-7453)

西地域保健福祉センター

(☎025-264-7731)

黒埼地域保健福祉センター

(☎025-264-7474)

親子の絆づくりプログラム 赤ちゃんがきた!

日時 6月12日～7月3日の毎週金曜
午前10時～正午(全4回)

会場 内野まちづくりセンター

対象 令和2年1月～3月生まれの第1子と母親10組(応募多数の場合、抽選)

申し込み 6月1日(月)

までに区ホームページ(右の二

次元コード)から申し込み

問い合わせ 西区健康福祉課こども支

援担当(☎025-264-7343)



新型コロナウイルス感染症関連情報

「新しい生活様式」の実践を

出典：新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)「新しい生活様式」の実践例

一人一人の基本的感染対策

感染防止の3つの基本①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗い

- ・人との間隔は、**できるだけ2m(最低1m)**空ける。
- ・遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- ・会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- ・外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状が無くてもマスク**を着用。
- ・家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・**手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う**(手指消毒薬の使用も可)。
- ・高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理を厳重にする。

移動に関する感染対策

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・帰省や旅行は控えめに。出張はやむを得ない場合に。
- ・発症したときのために、誰とどこで会ったかをメモする。
- ・地域の感染状況を注意する。

日常生活を営む上での基本的生活様式

- ・まめに**手洗い・手指消毒**。
- ・咳エチケットの徹底。
- ・こまめに換気。
- ・身体的距離の確保。
- ・**「3密」の回避(密集、密接、密閉)**。
- ・毎朝の体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合は、無理せず自宅で療養。



日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ・通販も利用。
- ・1人または少人数ですいた時間に。
- ・電子決済の利用。
- ・計画を立てて素早く済ませる。
- ・展示品への接触は控えめに。
- ・レジに並ぶときは前後にスペース。

娯楽・スポーツ

- ・公園はすいた時間、場所を選ぶ。
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用。
- ・ジョギングは少人数で。
- ・すれ違う時は距離をとる。
- ・予約制を利用してゆったりと。
- ・狭い部屋での長居は無用。
- ・歌や応援は、十分な距離をとるかオンラインで。

働き方の新しいスタイル

- ・テレワークやローテーション勤務。
- ・時差通勤でゆったりと。
- ・オフィスは広々と。
- ・会議はオンライン。
- ・名刺交換はオンライン。
- ・対面での打ち合わせは換気とマスク。

公共交通機関の利用

- ・会話は控えめに。
- ・混んでいる時間帯は避けて。
- ・徒歩や自転車も併用する。

食事

- ・持ち帰りやデリバリーも。
- ・屋外空間で気持ちよく。
- ・大皿は避けて、料理は個々に。
- ・対面ではなく横並びで座ろう。
- ・料理に集中、おしゃべりは控えめに。
- ・お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて。

冠婚葬祭などの親族行事

- ・多人数での会食は避けて。
- ・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない。

催しものの中止情報・公共施設の休館情報

情報は5月11日時点のものです。試行やガイドラインの作成により期限を待たずに、一部再開する場合があります。また、感染状況を踏まえて期限を延長する場合があります。

中止する西区主催の催し


- ◆佐潟自然散歩 5月23日(土)
- ◆乳がん(マンモグラフィ)集団検診 5月31日(日)まで
- ◆胃がん・肺がん集団検診 当面の間

5月31日(日)まで休館・休止する区内施設

(休館日のため、※の施設は6月1日(月)まで休館)

- ◆坂井輪児童館*・有明児童センター
- ◆全ての子育て支援センター
ほほえみ、ひだまり、たんぽぽ、ひよこ、つばさピエロハウス、愛らんど、コアランド、有明子育て支援センター
- ◆全ての公民館
坂井輪地区公民館、小針青山公民館(西新潟市民会館を含む)、西地区公民館、赤塚公民館、中野小屋公民館、黒埼地区公民館(黒崎市民会館を含む)、黒埼北部公民館、黒埼南部公民館
- ◆全ての図書室
真砂地区図書室、西内野地区図書室*、小針地区図書室*、青山地区図書室、黒埼北部地区図書室
- ◆次の体育施設
西総合スポーツセンター(各体育室・ランニングコース・トレーニングルーム・屋内プール・屋内ゲートボール場)、黒埼地区総合体育館、みどり森の運動公園体育施設、黒埼地区野球場、小針野球場、寺地河川敷公園庭球場、山田高架下ゲートボール場、黒埼地区多目的広場、寺尾中央公園庭球場、西地区運動広場
- ◆西地域保健福祉センターの貸室、坂井輪・黒埼健康センターの貸室
- ◆全ての老人憩の家*
新川荘、小針荘、西川荘、明和荘、神明荘、五十嵐中島荘、寺尾荘、横尾荘、成巻荘、やなぎ荘
- ◆老人福祉センター黒埼荘*
- ◆黒埼農村環境改善センター
- ◆全てのコミュニティセンター・コミュニティハウス
坂井輪コミュニティセンター*、西コミュニティセンター*、青山コミュニティハウス、五十嵐コミュニティハウス*、内野まちづくりセンター*
- ◆みどり森の運動公園の休憩広場バーベキュースペース
- ◆きらら西公園のふわふわドーム、ペダルゴーカート、ターザンロープ
- ◆なぎさふれあいセンター展示室
- ◆寺尾中央公園休息所
- ◆佐潟水鳥・湿地センター*
- ◆ふれあい健康センター「アクアパークにいがた」(古紙拠点回収も休止)

区内の最新情報はここに掲載しています

西区役所公式ツイッター  @nsk_niigata

西区役所ホームページ(右の二次元コード)



相談窓口はこちら

不安や疑問、一般的な質問など

厚生労働省電話相談室 ☎0120-565653

(聴覚に障がいのある人はFAX03-3595-2756)

開設時間 午前9時～午後9時(土・日曜、祝日も受け付け)

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - 高齢者や基礎疾患がある人など重症化しやすい人で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - 上記以外の人で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない人も同様です。)
- 帰国者・接触者相談センター(市保健所内) ☎025-212-8194
(聴覚に障がいのある人はFAX025-246-5672)
開設時間 午前9時～午後5時(土・日曜、祝日も受け付け)

情報プラザ



お知らせ

日=日時 場=会場 内=内容
講=講師 対=対象・定員 持=持ち物
参=参加費(記載のないものは無料)
申=申し込み 問=問い合わせ

みどりと森の運動公園の利用を一部制限します

下記の期間、野球場からの飛球の恐れがあることから、事故防止のため公園の利用を一部制限します。

6月6日(土)・7日(日)
同公園 ☎025-379-3766

内野浜海水浴場監視員を募集

勤務期間 7月18日(土)～8月23日(日)
勤務時間 午前9時～午後5時45分
(土・日曜、祝日出勤あり)

時給 877円から

募集人数 2人

6月1日(月)までに問い合わせ先へ電話連絡後、写真を貼った市販の履歴書を持参(持参の際に、面接を実施しますので、事前にご連絡ください)

西区農政商工課食と産業振興室
(☎025-264-7623)

食べて応援! 食べて元気に!

区内のテイクアウト デリバリー 飲食店を紹介しています

問い合わせ 西区農政商工課 食と産業振興室(☎025-264-7630)

区内の飲食店で持ち帰り(テイクアウト)や配達(デリバリー)に取り組んでいるお店を、区ホームページ・西区公式インスタグラムで紹介しています。

掲載にご協力いただける事業者の皆さんは、お気軽にご連絡ください。また、掲載に費用は掛かりません。

区ホームページ



西区役所公式インスタグラム「にしくらし」

 @nishikurashi